生物								
植物								
その他のもの								
動物								
魚類								
鳥類								
その他のもの								
前掲のもの以外のもの								
映画フィルム（スライドを含む。）、磁気テープ及びレコード								
シート及びロープ								
自動販売機（手動のものを含む。）								
無人駐車管理装置								
焼却炉								
その他のもの								
主として金属製のもの								
その他のもの								
前掲する資産のうち、当該資産について定められている前掲の耐用年数によるもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの								
主として金属製のもの								
その他のもの								
無形減価償却資産								
意匠権								
商標権								
ソフトウエア								
複写して販売するための原本								
その他のもの								
建物								
鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの								
事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの								
住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの								
れんが造、石造又はブロック造のもの								
事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの								
店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの								
金属造のもの（骨格材の肉厚が四ミリメートルを超えるものに限る。）								
事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの								
店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの								
水俣病総合対策施設整備費補助金								
